

定款の一部変更及びその認可申請について

(案)

1. 定款の一部変更

本機関の業務運営効率化のため、別紙1のとおり定款の一部変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第1号の規定に基づき、第19回通常総会（2025年3月6日）に付議する。

2. 定款の一部変更の認可申請

1. の定款の一部変更が総会により議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第4条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、定款の一部変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：定款の一部変更の件（定款 新旧対照表）

別紙2：定款変更認可申請書

定款の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. その他規定の変更

【該当条文：第42条（変更）】

- ・ 本機関の理事会の議事録について、効率的な業務運営を目的に、議長、出席した理事及び監事による押印を廃止し、記名のみで公表できるよう規定を見直し。
- ・ 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
定款		定款	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 <u>令和 6 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（理事会の議事録） 第４２条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が <u>これに記名押印し公表する。</u>	（理事会の議事録） 第４２条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が <u>これに記名し公表する。</u>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
この定款は、令和７年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

様式第 3（第 4 条関係）

定款変更認可申請書

2025 年 3 月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6－2－15

電気事業法第 28 条の 18 第 2 項の規定に基づき、定款の変更の認可を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり※添付略
- 2 変更しようとする年月日
2025 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
本機関の業務運営効率化のため
- 4 定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 12 月 4 日 ～ 2024 年 12 月 24 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施 ・意見は 0 件（2025 年 1 月 7 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2025 年 2 月 4 日	・ 2024 年度第 3 回評議員会により、本変更案を議決
2025 年 2 月 5 日	・ 第 496 回理事会において、本変更案を議決
2025 年 3 月 6 日	・ 第 19 回通常総会において、本変更案を議決